

## 問1 (1)

この問題は、「安全衛生管理体制」の知識を問う問題である。衛生管理者は、常時50人以上の労働者を使用する全事業場で選任する必要があり、労働者数によって選任する人数が異なることを押さえておく。また、第二種衛生管理者免許が有効な代表的な業種と、常時500人を超える労働者を使用する事業場で、一定の有害業務に常時30人以上が従事する場合は衛生管理者のうち1人を専任の衛生管理者としなければならないことを押さえておく。

なお、衛生管理者を選任したときは、遅滞なく、所定の様式による報告書を所轄労働基準監督署長に提出する。

**重要ポイント**

第2種衛生管理者免許が有効な代表的な業種を確認しておく。

金融業、各種商品小売業（商店、スーパーマーケット、書店など）、旅館業、ゴルフ場業、警備業など

**重要ポイント**

衛生管理者の選任数を確認しておく。

- |                   |   |    |
|-------------------|---|----|
| ① 50人以上200人以下     | → | 1人 |
| ② 200人を超え500人以下   | → | 2人 |
| ③ 500人を超え1000人以下  | → | 3人 |
| ④ 1000人を超え2000人以下 | → | 4人 |
| ⑤ 2000人を超え3000人以下 | → | 5人 |
| ⑥ 3000人を超える場合     | → | 6人 |

法令：安衛法第12条、安衛令第4条、安衛則第7条

関連問題：H30.10.問1 H31.4.問1 R1.10.問1 R2.4.問1

問2 事業者が衛生管理者に管理させるべき業務として、法令上、誤っているものは次のうちどれか。

ただし、次のそれぞれの業務のうち衛生に係る技術的事項に限るものとする。

- (1) 安全衛生に関する方針の表明に関すること。
- (2) 労働者の健康管理等について、事業者に対して行う必要な勧告に関すること。
- (3) 安全衛生に関する計画の作成、実施、評価及び改善に関すること。
- (4) 労働災害の原因の調査及び再発防止対策に関すること。
- (5) 健康診断の実施その他健康の保持増進のための措置に関すること。